

ロール機（印刷ロール機を除く。）を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コード	労働 者規 模
1999	4	16 ～ 17	塗装鋼板工場のカラーラインの出側のルーパーピット内において、ロールに付着した異物を除去しようとして右手をロールに入れたときに巻き込まれ、上体がロール側面と架台との間に引き込まれた。	11209	7	300 ～ 499
1999	2	7 ～ 8	伸銅工場内で圧延した銅板をロール状に巻取ってドラムに巻き替える作業中に、ローラーに右腕から巻込まれた。	11101	7	300 ～
1999	6	16 ～ 17	スチールの表面に塗料や塩ビを貼り付けるための接着剤を塗る行程で、ローラーを交換したのち運転準備を行なっていてローラー部分に両腕を巻き込まれた。	11009	7	1000 ～ 9999
1999	3	18 ～ 19	ポリエステルとポリエチレンを貼り合せてフィルムを製造するラミネーター機の巻き取りロール部に入ってフィルムをロールに巻く作業を行っていたときに、あごひも付きの作業帽が巻き取りロールに巻込まれ、あごひもで首を締め付けられた。	10805	7	100 ～ 299
1999	7	8 ～ 9	イワシ船びき網漁をしていた船内で、同船に据え付けていたボールローラーを操作して網の巻き上げに掛かったときに右肩から右脇腹をボールローラー挟まれた。	70201	7	1～9
1999	8	8 ～ 9	漁船(19トン、14名乗船)で、定置網の切上げ作業中、網の巻き取りローラーに巻き込まれた。	70201	7	10～ 29
2000	1	11 ～	漁港内の岸壁で総トン数7.3tの漁船を修理するため、船首のブイに繫いだ長さ15m位のロープを船尾のブイローラーに挟んで手繰り寄せよう	70201	7	10～ 29

		12	としたときに、右手から胸まで巻込まれた。			
2000	11	5 ~ 6	抄紙機の巻き取りが不調となって横ずれが生じたため、ロールのシャフトに専用フックをかけるスペースが無くなり吊り上げて移動することが出来なくなったので、フックの代わりに玉掛用ワイヤーをシャフトに掛けようとしたときに回転しているシャフト先端部に作業服が巻込まれた。	10601	7	30~ 49
2000	1	14 ~ 15	ワインダーで巻直し作業を行っていて、最終段階で巻取りロールに包装用紙を巻きつけようとしたときに、右腕から巻取りロールに上半身まで巻きこまれた。	10602	7	30~ 49
2000	12	16 ~ 17	ワインダーでフィルム(PTE)の巻き替え作業を行っていて右腕を巻き込まれ、そのまま振り回されて両足裂傷等により出血多量になった。	10805	7	1000 ~ 9999
2000	2	14 ~ 15	キッチンマットの織機の加工済みマットを送る2本の送りロール(直径約8cm長さ4.6m、ロール間の隙間4cm)の間に巻込まれた。	10309	7	10~ 29
2000	1	14 ~ 15	レベラー加工ライン(ロールの鋼材を板状の鉄板に加工)で、ラフレベラー(ロール状の材料を最初に伸ばす工程)のワークロールに付着したスケール(かす)を機械を動かしたまま鉄のへらを用いて取り除いているときにロールに巻込まれた。	11209	7	50~ 99
2000	9	16 ~ 17	圧延工場において、張力矯正機のアペレーターが回転中のゴムローラー部に両腕を巻込まれた。	11101	7	100 ~ 299
2000	4	14 ~ 15	自動車用ベルトの製造設備で、コーティング処理された帆布の自動巻取機が不調のため機械を停止することなく修理していて巻取機のローラーと帆布に体ごと巻込まれた。	10806	7	300 ~
2000	7	6 ~	合成皮革の製造工場、最終の表面加工を行なう工程で加工後の巻き取り用ロールに原反とともに巻込まれた。	10802	7	100 ~

		7				299
2001	1	16 ～ 17	冷間圧延機のブライドルロール(圧延されるアルミ板の張力を調整するロール)をアルコールを浸したさらしで拭く作業を行っていたときに、右手が右肩まで巻込まれた。	11101	7	1000 ～ 9999
2001	3	17 ～ 18	段ボールの板の製造ラインにおいて、コルゲーターマシンに隣接するスリッター機の異音が聞こえたので機械の反対側の操作盤に向かうために機械上方の架台を通行中に、足を滑らせて回転している上部ドラムに右手をつき、ドラムとガイドロールとの間に右腕をはさまれた。	10602	7	50～ 99
2001	4	11 ～ 12	ビニール袋の製造中に、ビニールが切断したので繋ぎあわせるため一時機械を停止し、圧接バーとアーム台の間に頭を入れ作業をしていたところ、他の作業員が圧接バーの操作ボタンを押したため圧接バーが下がり頭部が挟まれた。	10805	7	100 ～ 299
2001	8	10 ～ 11	ロール状の銅板の表面を研磨するため酸処理をしてバフ研磨をかけ、水洗浄の上乾燥させて再度巻き取る一連のラインにおいて、最終の巻き取りロール手前のロール機付近で監視作業を行う手はずであった者がロール機の安全柵及び安全カバーをあけて中に入り、ロールに右手を肩口まで巻き込まれた。	11109	7	100 ～ 299
2001	11	20 ～ 21	アルミニウム箔圧延機の清掃準備のため、スプール(アルミニウムコイルの芯)をコイルカーに乗せコイル台に移す操作をしていたとき、コイルカーとコイル台との間に左足大腿部及び左下腹部をはさまれた。	11101	7	1000 ～ 9999
2002	1	16 ～ 17	抄紙機ドライパート(多筒式)部の通紙作業で、22番目のドライロール(全部で約30本ある)の下から上へ通紙しているときに、23番目のドライロール食込み部に上半身を巻込まれた。	10601	7	100 ～ 299
2002	2	10 ～ 11	作業工程の変更に伴う糊付け機ロールの洗浄作業中、ロールを逆回転させないでロールの水拭き作業を行っていて、ウエスとともに右手を肩までロールに巻き込まれた。	10402	7	50～ 99
		11	作業場で、麻袋につめられた木材チップをロール機に通す作業を行って			10～

2003	1	12	いるときに、ロール機に巻き込まれた。	10409	7	29
2003	1	22 23	ポリエステル長繊維の不織布生産ラインの巻取り工程で、製品ロールの払い出しならびに新たな鉄芯をセットするため、自動モードでリール取り替えを行った後、ロールに巻き付いたテープを取ろうと巻取機の外周に設置してある安全柵から身を乗り出したときに、動作中のアームに頸部をはさまれた。	10802	7	300 ～ 499
2003	3	19 20	コイル鋼板レベラー機のローラー部分の油取り清掃のため、パッドでローラーを拭き取っていたときに、右腕から上半身をローラーに巻き込まれた。	11009	7	50～ 99
2003	3	6 7	抄紙機の紙替作業で、抄紙機のコーティングをする工程のロール機の表面を掃除する作業中に、2つのロールの間に右手から肩、頭部をはさまれた。	10601	7	300 ～
2003	5	12 13	コイルの巻き取り装置のロールおよびベルトに付着した防錆油を除去する作業で、機械を回転させた状態で手に持った紙ウエスをベルトに押さえ付けて防錆油を除去していたときに、右手から胸部をテンションリールとロールとの間にはさまれた。	11001	7	1000 ～ 9999
2004	8	0 1	ポリエチレン樹脂をラミネート状にする加工ラインにおいて、巻き取り機の回転機構部に挟まれた。	10602	7	100 ～ 299
2004	7	10 11	ステンレス鋼板をテンションリール（リコイラー）により巻取る工程において、鋼板の先端をリールのグリップに挟み込み2巻きしてから張力を掛けたところ、鋼板の先端がグリップから外れ、ロールに巻かれていた鋼板が跳ね被災者に激突した。	11009	6	50～ 99
2004	6	3 4	被災者が、鋼板塗装ラインの出側で同僚と検査作業中、鋼板に傷が検出されたため原因を確認していたところ、稼動していた2台のローラーに挟まれた。	11009	7	100 ～ 299

2004	9	20 ～ 21	ドラムに巻かれている電線を指定寸法に巻きなおす検尺工程において、指定寸法に切り終えた後の残線処理を元のサプライドラムに巻き取る作業中、巻き取りドラムの回転速度が通常より4倍ほど速く設定されていたため、電線を巻き取るためにスイッチを入れたところ、高速で巻き取りだし、手に持っていた残線に引っ張られドラムの反対側に投げ飛ばされた。	11109	3	50～ 99
2004	9	10 ～ 11	圧延機の巻取り側のリールにかませたスプール（芯の部分）の位置がずれていたため、その位置を直そうとして作業を行っていたところ、何らかの原因でベルトラッパー（巻取りをした伸銅の薄板をガイドし覆う機械）が作動し、リール部分とベルトラッパーに挟まれた。	11101	7	100 ～ 299
2005	8	2 ～ 3	農業用フィルムの製造ラインにおいて品種の切替え作業を行っていたところ、製品重量秤の位置がずれたため、ラインを手動に切り替え、ロールとガイドバーの間に入って秤の位置を修正中、他の作業者がラインのスイッチを入れてしまったために、被災者がロールとガイドバーとの間に挟まれた。	10805	7	50～ 99
2005	11	7 ～ 8	製造ラインにある、かす取りボックスにたまった古紙パルプかすを取り除くため、稼動しているラインの下から潜り込んだところ、材料を吹き付ける布製のフェルトベルトに巻き込まれ、ロールとロールとの間に挟まれた。	10602	7	50～ 99
2005	2	14 ～ 15	製紙用ドライヤーのロールを回転させ、同部分に金たわしを当てて払拭作業を行っていたところ、ローラーとシートとの間に挟まれた。	10601	7	30～ 49
2006	7	6 ～ 7	ビニールシート（幅約2メートル）を連続製造しているラインの、ロール機にシートを巻きつける工程において、操作盤にて自動巻きつけの操作を行ったが、うまく巻きつかなかったため、被災者は、巻き取りロール機の軸を回転させた状態で機械の内部に入り、素手でロール機にシートを巻きつけようとしたところ、被災者がシートに巻かれた。	10805	7	50～ 99
		18	コイル状の鋼材を所定の幅とするため、一旦コイルをほどき鋼材の長手			

2006	9	～	19	方向の両端を切断する機械装置において、発生する切り屑（長さは最大でコイルの長さ）を巻き取る機械装置に巻き込まれた。	11209	7	50～ 99
2007	1	～	12	アルミシートに塗料を塗布する製造ラインにおいて、回転しているロール部分の拭き取り作業を行っていたところ左手が巻き込まれ、頭部で引っかかったまま引っ張り続けられたため死亡した。	11709	7	10～ 29
2007	5	～	18	塗工機のアキュムレーター部で、被災者がそのアキュムロールに異物が付着していることに気付き、それをカッターの付け刃で除去しようとアキュムレーター内部に身体を乗り入れて作業していたところ、上昇するアキュム連結フレームとアキュムレーターの固定フレームにはさまれた。	11409	7	300 ～
2007	9	～	16	定例の保全・修理のため、鋼板のメッキ・防錆ライン内のテンションレベラー（薄板の歪の矯正装置の一種）のロールを交換中、被災者が同装置に設けられているロール交換用の台車(荷台高さ1.4m)を用いて当該ロールを引き出し、床に下ろす準備をしていたところ、台車が逸走し、当該ロールを引出す部品の一部（重量約0.7t）が台車から外れて落下し、被災者に激突した。	11001	4	300 ～
2008	2	～	23	製紙用カレンダーに付属する2基の作業用エレベーターのうち、ローラーをはさんで手前のエレベーターに乗った被災者と奥のエレベーターに乗った同僚がペアで幅6mの紙を巻き付けていく作業中にエレベーターの手すりから身を乗り出して作業中の被災者がエレベーターの手すりガイドロールにはさまれた。	10601	7	300 ～ 499
2008	7	～	16	脱油機（布表面の糊を焼いて除去するもの）内に上下各10個のローラーを通してガラス繊維の布を送り込む工程において、被災者は、下降スイッチを入れて上部ローラーを下降させたが、そのまま下降してきた上部ローラーと下部ローラーとの間にはさまれて死亡した。	10902	7	100 ～ 299
2008	12	～	16	ダンボール原紙の製造ラインで、ライン機械の清掃のために機械を停止したが、ロールが惰性回転していたため、被災者が搾水工程のプレス	10601	7	100 ～

		17	(ロール間で紙を加圧し、水分をしぼる機械)の上部に行き、機械内に入った時にロールと布状のベルトの間に巻き込まれた。			299
2008	4	12 ～ 13	フィルムに付着したゴミ等の有無を検査する検反機のロール部分と駆動するバーの間にはさまれた。	10805	7	100 ～ 299
2008	12	10 ～ 11	被災者は一人で抄紙機の乾燥ローラー下方にあるガイドローラーの清掃(付着した紙くずの除去)を抄紙機を動かしながら実施していたが、当該ガイドローラー下方の床に倒れているのを発見された。ガイドローラーと紙のおさえをする布(キャンパス)の間に身体ごと巻き込まれた。	10601	7	50～ 99
2008	1	19 ～ 20	抄紙機の毛布の目詰まり防止用シャワーのノズルを点検していた被災者が、稼動中(10m/分)のフェルトロールに巻き込まれ、ぐったりしているところを発見された。	10601	7	100 ～ 299
2008	1	21 ～ 22	ティッシュを製造するためのワインダー(2本のロールから紙を重ね合わせ巻き取る機械)を1名で操作していた被災者が、稼動中のワインダーに近づいたため、ロールの駆動シャフトの繋ぎ部(歯車)にジャンパーが巻き込まれ死亡した。	10601	7	10～ 29
2008	2	15 ～ 16	反毛機の運転管理及び反毛の袋詰め作業従事中、反毛機のこぼれ落ちた繊維の吸い込みダクトの詰まりを機械を止めずに除去しようとしたところ、近接のシリンダー(針付ドラム、直径52cm)に巻き込まれて死亡した。	10309	7	1～9
2008	3	5 ～ 6	包装紙を製造する工場で、被災者はラミネート加工機の調整作業のため同機械の内部へ立ち入ったところ、紙ロールを巻き取る回転軸と回転軸の間にはさまれて死亡した。	10602	7	50～ 99
2009	12	14 ～ 15	整経機と呼ばれる自動の糸巻き取り機で、糸(ナイロン製)の巻き取り作業を行っていた被災者が、何らかの原因で巻き取りロール(径26cm、長さ140cm、床面からの最高高さ70cm)と糸の間に巻き込まれた。なお、被災者が巻き込まれた巻き取りロールは、3秒に1回転の速度であっ	11502	7	10～ 29

			た。			
2009	11	11 ～ 12	被災者は、フェルト炉建屋内において、電気炉による活性炭繊維フィルムの自動製造工程を担当しており、炉から取り出された反物を、炉の隣にある巻取り機で巻取る作業を行っていた。被災者が何らかの理由でローラー部に近付き、着用していた作業服ごとローラーに巻込まれた。	10801	7	100 ～ 299
2010	3	11 ～ 12	ケーブル線が巻かれている大型ドラムから、小分けするため、長さを測定しながら小型のドラムに巻き替える作業を、巻返し機（大型ドラム・小型ドラムを回転させ、途中で長さを測定する機械がセットとなったもの）を用いて行い、既定の長さで切断した。その後、接続部を取り除くため、更に60m大型ドラムを回転させ、切断した。大型ドラムから伸びている余りを再び大型ドラムに巻き戻す作業を通常時の3倍の速さ（正転、逆転）でしていたところ、巻き戻すケーブル線が弛んでいたため、巻き込まれた。	11409	7	10～ 29
2010	6	16 ～ 17	鋼製の丸棒（主に建材用）の製造工程における圧延ロール機の調整作業を行った後、当該ロール機の試運転を行ったところ、被災者が回転軸部に巻き込まれたもの。	11001	7	30～ 49
2010	10	10 ～ 11	ロール機でゴムの混練作業中、ロール機に付着した少量のゴム片を取り除こうとしたところ、ロール機に巻き込まれ、右手指を骨折・損傷した。搬送先の病院で手術、入院治療をしていたところ、5日後に呼吸困難を訴え死亡した。	10806	7	
2011	8	11 ～ 12	自動運転中の大線引機（銅線を引き延ばして巻き取りする一連の装置）を構成するドラムトラバース巻取装置の鉄ドラムと銅線の間で左腕からはさまれ、死亡したものの。	11101	7	50～ 99
2011	1	10 ～ 11	いけすのハマチの数を数えるため、タモでハマチをすくい、選別機まで運ぶ作業中、タモにロープを結び支柱と滑車を介し、巻取りローラーで巻き取っていたところ、巻取りローラーの操作していた被災者の右腕が巻取りローラーとロープに巻き込まれた。被災者は、腕の筋を切断し、切断した筋を接続するため病院に入院していたが、19日後に突然死亡	70209	7	1～9

			した。			
2012	7	12 ～ 13	被災者は抄造工程のドライヤーパート（乾燥機）入口のカンバス（湿紙を運ぶ布）に付着した紙粉等をホース先端から吹き出すエアにより清掃していた。その際、誤ってカンバスロールとブローボックス（空気を吹き出してカンバスと湿紙を吸付ける装置）の隙間に上半身が巻き込まれ死亡した。なお、カンバスは毎分200mの速度で回転させていた。	10601	7	100 ～ 299
2012	6	8 ～ 9	抄紙機で紙切れが発生したため、被災者を含む3名でプレスロールから約100℃に熱せられたドライヤーロールへの紙通し作業を行っていた。この作業中、被災者は、ドライヤーロールとカンバスの間に右足を巻き込まれ、そのまま身体全体がドライヤーロールとカンバスの間に約半周巻取られる形で挟まれた。	10601	7	50～ 99
2012	6	7 ～ 8	製鉄所の圧延工場において、圧延設備の一部であるルーパーロールとサイドガイドとの間（幅約70cm）に作業員2名が入って、サイドガイドの位置をルーパーロール側にずらすため、両者をワイヤーでつなぎ、チェーンブロックで引っ張ったところ、立てかけてあったルーパーロール（重さ約2t）が固定されておらず、逆にサイドガイド側に倒れてきて挟まれ、1名が死亡、1名が軽傷を負った。	11001	5	30～ 49
2012	3	9 ～ 10	被災者はタフト機（カーペット製造装置）の運転及び検査業務を行っていたが、タフト機のピンロール（送給ロール）に右腕を巻き込まれてピンロールの上側に引き込まれ、脳挫傷により死亡した。	10209	7	50～ 99
2012	9	7 ～ 8	薄板のメッキラインの再稼働時の鋼板の表面点検で、試運転後の鋼板表面に押え跡が見られたため、該当するロール表面を確認していた被災者が、何らかの原因でロールと接触し、ロールに巻き込まれた。	11009	7	300 ～
2012	12	5 ～ 6	被災者は抄紙機のリールパート部において、製造されたティッシュペーパーを新しいロールに巻き替えるため、ティッシュペーパーの端部をロールに巻き付けようとしたものの失敗して損紙が発生した。その損紙を底状の部品の上で取り除く作業を行っていたところ、誤ってバラ	10601	7	100 ～ 299

			スを崩し、脇で回転していたロールに巻き込まれた。			
2013	6	0 ～ 1	被災者はエアホースを用いて、カンバスのドクター（カンバスロールに付着した、主に紙粉である異物を掻き取るブレード）の掃除を行っていた。この作業は数十秒ほどで終了するのもであったが、被災者が戻ってこないため、班長が被災者を探したところ、被災者が通路に倒れていた。	10601	7	100 ～ 299
2014	12	4 ～ 5	連続塗装ラインのローラーの清掃を行うため、ラインを動かしていた際、被災者がローラーと鉄板に挟まれているのが発見された。	11009	7	100 ～ 299
2014	10	13 ～ 14	製袋機で紙製手提袋を製造中、被災者は安全カバーを開き、機械の調整作業を行ったところ、回転するドラムとノリをつける部位との間に、肩、胸近くまで腕が巻き込まれ、胸部圧迫等により死亡した。	10609	7	100 ～ 299
2014	8	6 ～ 7	稼働中の巻取機にて、プラスチック板を巻取っていた紙管を巻き替える作業を行っていたところ、巻取機の巻取りアームとガイドロールの間に挟まれた。	10805	7	100 ～ 299
2014	5	10 ～ 11	銅板をロール状に巻く作業中、回転している巻取りロール機と巻き取っていた銅板の間に上半身を巻き込まれた。	11101	7	300 ～ 499
2015	1	23 ～ 24	ステンレス工場のスリッターライン入側No. 1ピンチロールの手入れ作業をロールを回転させた状態で実施していた。出側で作業していた同僚が、非常停止になっていることに気づき、入側へ行くと被災者がピンチロールに巻き込まれているのを発見した。	11001	7	1000 ～ 9999
2015	1	19 ～ 20	工場1階のエクストルージョンコータ（フィルム加工機械）で加工していたフィルムが排出側で詰まり非常停止がかかったことから、詰まったフィルムの除去等復旧作業のため、被災者がスプライサーアームの下方に立ち入って作業していたところ、共同作業者の1人が非常停止を解除する操作を行ったために、当該アームが原点復帰しようとして被災者の上に降りてきたことから、これに挟まれ、負傷したもの。	10805	7	100 ～ 299

2015	2	0 ～ 1	自動運転により鋼板を圧延する製造ラインにおいて、被災者はライン上を流れている鋼板に疵（きず）があるのを確認した。被災者は鋼板についている疵の原因を確認するために、ロール機のそばまで近づき、ロール機の運転を停止させた上でロール機上から疵の有無を確認した。確認後、自動運転を開始した直後にロール機に転落し、ローラーに巻き込まれ被災したものの。	11001	7	1000 ～ 9999
2016	4	13 ～ 14	ドラムに巻かれたワイヤーを製品（束線）化するために200メートルごとに巻き取る作業を行っていた労働者が、巻き取る機械とワイヤーとの間に腕を挟まれ、巻き取る機械の回転により当該労働者の体も回転し、頭部などを周囲に打ち付けられ、死亡した。	11409	7	10～ 29
2016	4	8 ～ 9	製紙工場において、抄造中に断紙し、復旧のため、抄造マシンを停止させずに湿紙を取り除く作業を行っていた被災者が、回転していたロール機（直径22cm）とロール機（直径1m52cm）の間に挟まれた。	10601	7	100 ～ 299
2017	8	14 ～ 15	プレスボードの表面にワニスを塗布するロール機の清掃作業において、労働者2人でロール機の前後よりロール部分をウエスで拭き取っていたところ、ロール機の前面で拭き取り作業をしていた被災者がロール部に右肩まで巻き込まれ被災した。	11401	7	10～ 29
2017	4	8 ～ 9	被災者は、圧延機の補修のため、予め圧延機付属の油圧ユニットにて上昇させてあったアイロニングロール及び架台（ロックピン付）の下部で準備作業を行っていたところ、請負関係にない他事業場の労働者が、当該油圧ユニットの油圧ホースを交換しようとしたことで、アイロニングロールと架台（総重量約2.35トン）が急降下し、被災者は、その下敷きとなった。ロックピン固定用のボルトは、重量に耐え切れず破断した。	30302	4	1～9
2017	1	20 ～ 21	布加工機のシリンダーロール（直径63cm）の表面の調整のため、被災者は、ロールを停止せずにクエン酸を浸み込ませたウエスを使用して、ロールに塗布しようとしていたところ、下部のシリンダーロールとゴムロール（直径24cm）の間に右腕を巻き込まれた。	10204	7	30～ 49

2020	12	18	損紙仕込作業に従事していた被災者が、損紙巻取間の床で意識なしの状態で倒れているのが発見され、当日の夜に死亡確認（死因：脳挫傷）されたもの	10601	7	50～99
2020	12	10	被災者は、シートの完成品を自動で切断する機械に切れ残りが生じたため、不具合を解消しようと機械の内部に入り込んだところ、シートとともに、上半身を機械に巻き込まれ死亡したもの。	10209	7	50～99
2020	6	16	巻取りロール機により巻き取った鋼帯コイルをスチール製の結束バンドで手作業により結束する作業を行っていたところ、コイル端部が押えロールから突然外れ、スプリングバックによりはね戻ってきたコイル端部が被災者の頭部に激突した。	11209	6	50～99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html